

ハローワーク受付票が

マイナンバーカードに切り替わります

■窓口でご提示いただいている「ハローワーク受付票」※1は、マイナンバーカードで代用できるようになります。

■マイナンバーカードをハローワーク受付票の代わりとして利用するには、**あらかじめ求職番号とマイナンバーカードを紐付ける必要があります**※2。

※1 マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードの利用を希望しない方は、従来どおり、求職者マイページに表示される2次元バーコードやハローワーク受付票等による手続きが可能です。

※2 求職番号とマイナンバーカードを紐付けた後でも、引き続き、求職者マイページに表示される2次元バーコードやハローワーク受付票も利用できます。

マイナンバーカードを活用した求職手続きの流れ

- ① ハローワークに**マイナンバーカード**と**ハローワーク受付票**を持参のうえ、窓口で「受付票の代わりにマイナンバーカードを利用したい」旨、ご相談ください。
- ② 職員の指示に従い、ハローワークに備え付けられているタブレット端末の画面案内にしたがって、マイナンバーカードを読み取ります。この時、**利用者証明書用電子証明書の4桁のパスワードが必要**になります。
- ③ 画面案内に従って、ハローワーク受付票のバーコードから求職番号を読み込み、マイナンバーカードと紐付けます。
- ④ **次回の来所時、マイナンバーカードをご提示ください。タブレット端末に利用者証明書用電子証明書の4桁のパスワードを入力していただくことにより、ハローワーク受付票を提示されたものとして、職業相談・職業紹介を受けていただくことができます。**

！ 注意点

タブレット端末にパスワードを入力する際、3回連続でパスワードを誤って入力するとロックがかかり、住民票がある市区町村の窓口にてパスワードの再設定の手続きが必要となります。お手続きの際は、利用者証明書用電子証明書の4桁のパスワードの控えをお持ちください。